

基礎研 レポート

ドブス判決と米国の分断

—各州が中絶を禁止できる米国になって1年—

保険研究部 主任研究員 磯部 広貴
(03)3512-1789 e-mail: h-isobe@nli-research.co.jp

1—はじめに

2022年6月24日、米国の連邦最高裁は *Dobbs v. Jackson Women's Health Organization*, 597 U.S. という判決を下した（以下、ドブス判決）。約1か月半前に法廷意見原案が漏洩し報じられるという前代未聞の事態を受け、多くの関心を集めつつ下された判決の内容は、女性の中絶の権利を認めたとされる¹1973年の *Roe v. Wade*, 410 U.S. 113（以下、ロー判決）を覆すものであった。これにより現在、米国では各州が州法によって中絶を禁止することが可能となっている。

我々が映画やドラマで観る米国の多くは、ニューヨークやサンフランシスコなどの大都市を舞台に多様な人種が多様な価値観を持って活動するものであり、それは米国の真実の姿である。そのような「自由の国アメリカ」で女性の中絶の権利に制限が課せられることは、中絶の可否に関する論争が稀と言ってよい日本からは理解が難しいところである。

その一方、映画やドラマで取り上げられることは少ないものの、米国には保守的な考え方が根強く存在する。これもまた米国の真実の姿である。

米国では上述のロー判決以降、中絶支持派と中絶禁止派の争いが続き、そしてドブス判決によって新たな展開に入った。中絶論争が全てではないものの、世界第一の大国であり、日本に最も影響を与える米国を分断する重大な要因である。

筆者は米国の医療保険による中絶に関する費用の給付可否という実務的な視点からこの問題に注目してきたが、ドブス判決より1年が経過し、また、次期大統領選挙が翌年に迫る中、ロー判決以前から直近状況まで一気通貫で整理し示したいという思いから筆を執ったものである。

米国を分断する中絶論争を客観的に理解いただくため、このレポートでは、いずれかの意見に与することなく可能な限り中立の立場²から、経緯と現状を論じていきたい。

¹ 第3章で後述する通り、連邦最高裁は妊娠期間を3分割して論じており、無条件で女性の中絶の権利を認めたわけではない。

² この問題については、両派をプロチョイス（女性の選択権を優先）とプロライフ（胎児という生命を優先）と称して論じられることも多いが、これには胎児を既に生命あるいは人間と捉えるという万人が納得するとは限らない判断が内包されているため、このレポートでは中絶支持派と中絶禁止派という表現を用いる。

2—ロー判決以前

1) コモン・ロー³時代と中絶の急増

18世紀から19世紀にかけて英国からのコモン・ロー時代、胎動初覚（個人差はあるが概ね妊娠18週から20週）より前の中絶は広く行われていたとされる。当時の医学では胎動初覚より前に胎児を生命体と判断することは困難であった。

1821年から1841年にかけて10州と1連邦領で中絶に適用される法律が制定された。その目的は有害な中絶薬の販売を規制することで妊婦を保護することにあった。妊婦そのものを処罰対象とせず、処罰を受けるのは中絶を実施する者であって、胎動初覚概念も廃止しなかったことから、中絶を禁止するというよりコモン・ロー時代の状況を制定法で追認する側面もあったと言えよう。当時は中絶を必要とする女性の大多数が秘密裏に処理したい未婚の若年女性との前提の下、社会にとって重要な課題とまでは考えられていなかった。

しかし1840年代から状況は変わっていく。新聞に多数の中絶薬や中絶師⁴に関する広告が掲載されて商業化していく中、中絶が増加していく。また、中絶を選択する者の多くが既婚のプロテスタント女性、中流または上流階級が目立つ、都市だけでなく全米に広がっているという傾向が指摘されるようになり社会問題としての意識が高まっていった。

2) 医師主導による中絶への法規制

1857年、全米医師会はボストンの医師が始めた中絶撲滅運動を積極的に推進した。それまでの法規制とは一線を画し、中絶を明確に犯罪とすることを企図したものであった。男性で多くがWASP⁵からなる正規の医師たちの動機を整理すると概ね以下の通りとなる。

<職業的な動機>

- ・競争相手である非正規の医師や助産婦などを駆逐する。
- ・正規の医師の職業倫理を向上させる。
- ・政策立案者として医師の信用と名声を確立する。

<思想的な動機>

- ・胎動初覚が胎児の発達において特段の重要性を持たないことを認識し、胎動初覚前であっても中絶を許容できないものとする。
- ・母という伝統的な性機能を果たそうとしない女性への反感。
- ・WASPの出生率低下⁶を抑止することで、米国内でカトリック移民の勢力が増大することを回避する。

³ 判例を基礎とする不文法の体系。制定法がある場合はコモン・ローに優越する。

⁴ 多数の新聞広告を掲載し著名であった中絶師、通称マダム・レステルにちなんで中絶の流行は「レステリズム」と言われた。マダム・レステルは1872年、猥褻物取締りで知られる特別捜査官コムストックの追求を受け自殺に追い込まれた。

⁵ White Anglo-Saxon Protestants の略称。

⁶ 亀井俊介「ピューリタンの末裔たち アメリカ文化と性」(1987)130頁に「世紀の変わり目頃には、社会の指導勢力となるべきだとされていたWASPの出生率が移民の出生率の半分近くになったこともあって」とあり、WASPの出生率低下は当時、広く知られていたことが伺える。

その運動の結果、1860年から1880年の間に少なくとも40の中絶禁止法が州および準州で採用された。1860年のコネチカット州法は胎動初覚概念を廃し、中絶を懇願し、他者をして中絶を行わせ、または自ら中絶を試みた女性に対し刑事責任を科した。同法はその後20年間の他の中絶禁止法の手本となった。

多くの中絶禁止法は妊婦の生命を維持するため、医師により、または医師の助言に基づいて行われる中絶は合法とする例外規定を含んでいた。すなわち、中絶が正当と認められるかどうかの権限は実質的に医師が持つことになった。尚、医師とは正規の医師を意味する。

これによって中絶を基本的に違法とする時代が約100年続くことになるが、特筆すべきは当時の中絶禁止の動きの中にキリスト教勢力の影響がみられないことである。その背景として、敬虔な信者に中絶のような行為を行う者はいないとの建前を維持したかったこと、当時は中絶を含め性的な話題を取り扱わない傾向があったことが挙げられる。カトリック教会ではローマ法王ピウス9世が1869年、生命は受精の瞬間に始まることを前提に妊娠の時期に関わらず中絶を禁じたものの、米国での反応は鈍かったとされる。プロテスタントには胎動以前は生命ではないという認識がまだ残り、中絶を希望する女性信者との軋轢を避けたかったと言われている。

さておき医師主導による中絶への法規制は進み、1900年頃にはケンタッキー州を除く当時の44州すべてに何らかの中絶禁止法があり、ケンタッキー州でも州裁判所が実質的に中絶を禁止する状態となった。中絶が違法になる中、安全な中絶へのアクセス格差が拡大していった。すなわち、富裕層は治療名目で正規の医師による中絶を行える一方で、非富裕層は危険を伴うヤミ中絶に頼らざるをえなくなっていったからだ。

1930年代の大恐慌時代には、経済的な困窮から中絶を望む妊婦が増え、医師の側も同様に経済的事態から治療用中絶としてその希望に応じるようになった。中絶の専門医やクリニックが生まれたのはこの時期と言われている。

しかしその反動で1940年代から1950年代にかけては、警察による中絶の専門医やクリニックの摘発が強化されていった。病院で中絶を行う場合、病院内の審査委員会で治療用中絶として承認される必要があったものの、その手続きの煩雑さや判断基準の曖昧さ⁷に問題があった。よってヤミ中絶に頼らざるを得ない妊婦たちが存在し、その危険が注目されるようになっていった。

3) 合法化運動の展開

このような状況において、中絶の合法化に向けてまず声を上げたのは医師を含む専門家たちであった。1955年の中絶に関するアメリカ家族計画連盟主催会議では、望まない出産を強要すれば自殺する恐れがあるとの精神科医の診断で治療用中絶が多く行われていること、ヤミ中絶の内容や質には格差が大きく公衆衛生上の問題があることなどを確認しつつ、中絶禁止法への疑問が投げかけられた。また、アメリカ法律協会は1959年に中絶に関するモデル州法を発表した。妊婦の身体的

⁷ 荻野美穂「中絶論争とアメリカ社会」(2012年) 岩波人文書セレクション 39頁「1950年代初頭に行われた調査によれば、大学付属病院の53パーセント以上が不妊手術を中絶承認の条件にしており、アメリカ全体でもその割合は40パーセントにのぼっていた。このことは、妊娠の継続や出産を望まない女性に対し、中絶と引き換えの不妊手術が一種の罰、あるいは脅しとして利用されていたことを示唆している。さらに不妊手術を強要される割合は、白人の中流階級の女性よりも低所得の黒人女性の方が高く、ある調査によれば2倍以上であって、階級や人種による差別が絡んでいることを示していた。」

または精神的健康に重大な懸念がある場合、胎児に重大な障害があると思われる場合、妊娠が強姦または近親相関による場合、正規の医師が中絶を行うことを認める内容であった。

このような専門家たちの領域を超え、広く国民を中絶論争に引き込んだのは1960年代前半のサリドマイドと風疹であった。1962年のフィンクバイン騒動⁸は、サリドマイドによる障害が懸念される胎児の中絶が許されるかについて国民的議論を巻き起こし、結果として世論は許容の方向に向かった⁹と言えよう。また、1962年から1965年にかけて風疹が大流行し胎児への影響が懸念される中、サンフランシスコの医師9名が風疹に罹患した妊娠初期の妊婦たちに中絶を行った。1966年、州当局が彼らの医師免許剥奪を画策したものの、全米の200名以上の医師や医大の学部長らが署名した意見書が提出されて訴えは取り下げられた。

フェミニズムの世界では1967年、ベティ・フリーダンを会長とする全米女性機構の第2回全国大会が催され、その中で採択された女性の権利章典には中絶に関する法規制の撤廃が盛り込まれた。これは多数の反対派が全米女性機構より退会する結果を招くほどフェミニズムとしても画期的な決断であった。加えて、従来の論争が男性の医師や法律家などを中心に展開されたこととは異なり、中絶を女性の権利として求める点でも新しいものであった。

4) 中絶禁止法撤廃要求

このような世の流れを受け、治療的中絶の範囲を拡大するアメリカ法律協会モデルに基づき法改正を行う州が出てきた。1970年までに12州あったとされるが、その評価は芳しいものではなかった。これまで実態として病院が行ってきたことの追認に過ぎない、希望者の殺到を恐れた病院が従前より審査の基準を高くする、費用が高額になるなど、合法的で安全な中絶を行える妊婦が大きく増えたわけではなかったためである。よって改正では不十分とし、中絶禁止法を撤廃しようという勢力が強くなっていった。

1969年には全米中絶禁止法撤廃協会がシカゴで結成された。1970年にはまずハワイ州にて、州の住民に限り妊娠12週までの中絶が合法となった。同年中にニューヨーク州、アラスカ州、ワシントン州にて期間の限定がありつつも中絶の合法化が実現した。ニューヨーク州ではカトリック教会の反対に応じず、妊娠24週までの中絶が理由に関わらず合法となった。

とはいえこのような動きが全米規模で進んだわけではない。31の州では妊婦の生命の危険以外には中絶を認めない状況の中、ロー判決の日を迎えることになる。

3——1973年 ロー判決

1) 事案と概要

⁸ Sherri Finkbine はアリゾナ州で地元の子供向けテレビ番組に出演していた主婦。四人の母親であり、妊娠中に胎児がサリドマイドによる障害を受けている可能性があるため中絶を決断。サリドマイドの危険を知らしめるため匿名の前提で地元紙に語ったところ名前が漏れ、当局から法的措置を警告された病院は中絶を取り消した。全米より多数の激励の手紙と脅迫状が届き、胎児に障害がある場合に中絶を認めるべきか議論が巻き起こった。全米メディアの注目を集めつつ最終的に彼女はストックホルムで中絶を行い、胎児には障害が認められた。尚、その後の離婚と再婚を経て、現在では旧姓の Sherri Chesson の名で知られている。

⁹ 同年のギャラップ社調査では、52%が Sherri Finkbine の行動について正しいと回答し、誤りと回答したのは32%であった。

1970年、テキサス州ダラス郡に住む女性ジェーン・ロー¹⁰（仮名）が同郡の地方検事に対し連邦訴訟を提起した。妊婦に生命の危険がある場合を除き中絶を認めないテキサス州法の違憲判決と同法の執行差止めを求めたものである。ローは未婚で妊娠しており、正規の医師による安全な中絶を希望したものの、生命が脅かされている状態ではないため、テキサス州法によって州内では中絶を受けることができず、合法化されている他州に行く余裕もないが、これは合衆国憲法（以下、憲法）修正第1条、第4条、第5条、第9条、第14条で保護されたプライバシー権の侵害に当たると主張した。また、自分と同様の状況にある全ての女性を代理しての訴訟¹¹（クラス・アクション）ともした。

これに対し、1973年1月22日、連邦最高裁はテキサス州法を憲法修正第14条¹²で定めるデュー・プロセスに反するとして違憲判決を下した。連邦最高裁判事9名のうち7名が賛成した判決はリベラル派からさえも驚きを持って迎えられたと言われている。

共和党のニクソン大統領に任命され保守派と目されていたブラックマン判事が書いた法廷意見は、中絶の歴史を紐解きコモン・ロー時代には認められていたこと、現在ある各州の中絶禁止法の歴史は長くないことを示しつつ進んでいく。以下、ポイントを見ていきたい。

2) 実体的デュー・プロセス論

1791年に成立した憲法修正第5条で「何人も、法の適正な過程によらずに、生命、自由または財産を奪われることはない。」と定められており、南北戦争後の1868年に成立した憲法修正第14条も同様に、解放された黒人に平等な権利を保障する趣旨から定められた。法の適正な過程とは due process of law の訳であるが、これらの条項を手続き的な適正さに止まらず、明文根拠がなくとも一定の実体的権利保護規定として機能させることを実体的デュー・プロセス論と呼ぶ。

19世紀後半から賃金労働者が都市に集中し各州が規制に乗り出す中、一方の企業側はデュー・プロセス条項に活路を求め、連邦最高裁は実体的デュー・プロセス論に基づき州法に違憲判決を出していった。全てではないが判決は主に社会経済法規に対するものであり、連邦や州の社会経済政策との対立を深めていった。しかし連邦最高裁は1934年の判決¹³でデュー・プロセス条項違反の主張を退けた後は社会経済法規への違憲判決を出さず、1963年の判決¹⁴でデュー・プロセス条項という曖昧な輪郭を用いないとして実体的デュー・プロセス論は崩壊したとされた。

しかしロー判決より前にプライバシー権として実体的デュー・プロセス論復活への道筋をつけ

¹⁰ 本名はノーマ・マコービー。強姦による妊娠と主張したが、後に本人が語ったところによると通常の性行為による妊娠であった。テキサス州法の違憲性を問う訴訟を企図していた2人の弁護士に対し原告となることを了承した。本人は当時、訴訟の進展には関心を持っていなかったとされる。

¹¹ 実際に原告ジェーン・ロー（ノーマ・マコービー）は1970年に出産したが、連邦最高裁は原告ローが出産後も原告適格を有するとして連邦地裁の判断に同意し審理を行った。妊娠終了をもって訴訟を終えるのであれば実質的に訴訟の機会を奪うことから「我々の法はそのように厳格ではない」とした。

¹² AMERICAN CENTER JAPAN のHP (<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>) より修正第14条第1項を引用する。「合衆国内で生まれまたは合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権または免除を制約する法律を制定し、または実施してはならない。いかなる州も、法の適正な過程*によらずに、何人からもその生命、自由または財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。*原文の due process of law（デュー・プロセス・オブ・ロー）の訳。適正な手続のみならず法の適正な内容も要求するところからこのように訳される。」

¹³ *Nebbia v. New York*, 291 U.S. 502 (1934)

¹⁴ *Ferguson v. Skrupa*, 372 U.S. 726 (1963)

たのが、中絶に関するものではないが1965年のグリスウォルド判決¹⁵であった。この判決では、避妊具の使用を禁止するコネチカット州法を違憲とし、夫婦が寝室で避妊具を用いることはプライバシー権に属するとした。その根拠は憲法修正第1条、同第3条、同第4条、同第5条、同第9条の半影とし、憲法修正第14条には拠らなかったことから実体的デュー・プロセス論とまでは呼べないものの、明文根拠のない個人の権利を実体的に保護する目的に変わりなく、将来の復活を予感させるものであった。

そしてロー判決では、中絶をするか否かの女性の決定は憲法修正第14条で保護されるプライバシー権に属するとした。実体的デュー・プロセス論を明確に復活させた¹⁶ことを意味する。これに対しては明文根拠がないまま司法が権利を創出できるとの批判が伴う。反対意見を書いたホワイト判事が憲法上の保障を見出せないため法廷意見に加われないと述べた通りである。

3) 3段階基準と医師の責任

とはいえ連邦最高裁はプライバシー権として中絶の権利を絶対的なものと認めたわけではない。いつでも、どのような方法でも、どのような理由でも妊婦には妊娠を終了させることができるという主張には同意できないとしている。ロー判決については、単に女性の中絶の権利を認めたものと報じられることが多いものの、無条件ではなく3段階に分けて基準を設定したことに注意が必要である。

- ・妊娠の第1三半期¹⁷では、妊婦は全く州の介入を受けず中絶を行う排他的権利を持つ。この期間においては、通常分娩より中絶による死亡率は低いためである。
- ・妊娠の第2三半期では、州は妊婦の健康に合理的に関連する限りにおいて中絶を規制することができる。
- ・妊娠の第3三半期に入り胎児が外部で生存可能の場合、州は中絶を禁止できるが、常に妊婦の生命または健康を守るための例外規定を持たねばならない。

とはいえこのように妊娠を3段階に分けて基準を設定することには多分に医学の知識を要し、判事が行うことが適切かとの批判が伴う。レーキンスト判事の反対意見でも、司法よりも立法機関で判断することが望ましいと述べられている。

また、ロー判決において注意すべきもうひとつの点は、中絶の決定はあらゆる面で第一義的には医学的決定であり、基本的責任は医師にあるとしている点である。

4) 併合審理されたドウ判決

併合審理され、ロー判決と同日に判決が下されたドウ判決¹⁸についても触れておきたい。テキサス州法ほどは中絶を認める要件が例外的ではなく、アメリカ法律協会によるモデル州法に則ったジョージア州法についても連邦最高裁は違憲とした。具体的には中絶実施に際しての以下の手続き上の要件を憲法修正第14条に反するとした。

¹⁵ Griswold v. Connecticut, 381 U.S. 479 (1965)

¹⁶ ロー判決は中絶の是非のみならず、連邦最高裁が立法を厳しく審査する司法積極主義を鮮明に示した点においても憲法史上重要な判例とされている。

¹⁷ 日本語文献では3か月と書かれていることもあるが、原文では一定期間（妊娠期間）を3分割する Trimester という表現が用いられている。

¹⁸ Doe v. Bolton, 410 U.S. 179 (1973)

- ・病院認定合同委員会によって認定された病院で行われること
- ・各病院の中絶委員会によって承認されること
- ・他に2人の免許を持つ医師によって確認されること

また、妊婦を州内居住者に限定する点について、特権および免除に関する条項に反するとしてこれも違憲とした。ロー判決と同日に別途、テキサス州法より緩和的なジョージア州法にも違憲判決を下したのであった。

4——中絶禁止派の反撃

絶対的なものではないとしつつも、中絶を女性の憲法上の権利と明確に位置付けたロー判決は画期的であった。これを受けて全米の中絶数は増加していく。

他方、この状況は中絶禁止派の活動を燃え上がらせるものであった。中絶禁止派がとりうる策は法的手段と社会運動に大別される。主な法的手段としては憲法改正、連邦最高裁でロー判決を破棄させるべく実質的に中絶へのアクセスを阻害する州法を作ることが挙げられる。社会運動はときに論争の域を超え、剥き出しの暴力となった。

この章の第1項では法的手段と社会活動をあえて混在させ主な動きを時系列で示す。第2項では中絶禁止活動の中でキリスト教保守派が政治勢力として形成されていった点に言及したい。

1) 主な動き

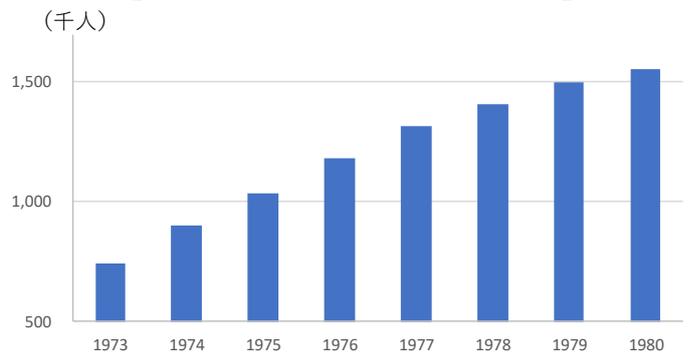
① 1973年： 全米生命の権利委員会(NLR C)の活動展開

既に述べた通り各州の中絶禁止法制定にキリスト教勢力の影響はみられなかったが、カトリック教会は1960年代には中絶禁止の活動を開始しており、1968年、全米生命の権利委員会(NLR C)を設立した。ロー判決の出た1973年には無宗派の団体となり、中絶禁止に向けた活動を展開していった。

② 1977年： メディケイドにハイド修正条項導入

米国にはメディケイドと呼ばれる低所得者向け医療保障制度があり、財源は連邦政府と各州が担いつつ具体運営は各州に委ねられている。1977年、共和党下院議員ヘンリー・ハイドの提案により、以下の例外¹⁹を除いて連邦政府から中絶に関する費用の支出を禁じることが議会で承認された。中絶禁止派の勝利と言える。尚、これより前に連邦最高裁は3つの州がメディ

【図表1：1973年以降の年間中絶数】



(資料) National Right to Lifeウェブサイトが引用する Guttmacherのデータより筆者が作成

¹⁹ 1981年から1993年の間は「妊婦に生命の危険がある場合」のみとなった。1994年以降は、速やかな報告義務を免除した上で「強姦と近親相関」が復活し、例外は二項目で現在に至っている(2022年7月20日時点)。

ケイドより中絶に関する費用を支出しないことを認めていた。

- ・妊婦に生命の危険がある場合
- ・強姦または近親相関による場合（速やかに公的機関に報告された場合に限る）
- ・妊娠を継続すると妊婦に重篤かつ長期の健康上の害が生じる場合

③ 1983年： ハッチ憲法修正案否決

上院議員オリン・ハッチより、中絶の権利は憲法で保障されたものではなく、各州と議会が権限を持つとの憲法修正案が提出されていたものの否決に終わった。中絶禁止派による憲法修正の試みはこれまでも頓挫してきたが、中絶禁止を信条とするレーガン大統領時代になってからの否決は中絶禁止派を特に失望させたとみられる。

④ 1987年： オペレーション・レスキュー発足

中絶禁止派による中絶を行うクリニックなど²⁰への脅迫やいやがらせ、放火などの暴力行為は1970年代からも発生していたが、特に1984年から1985年にかけて増加した。1980年代後半に暴力行為は減少に向かう一方、メディアの注目を集めたのが1987年に発足したオペレーション・レスキューである。クリニックの周囲を大勢で横たわり患者を入れないようにする戦術を取り、他の団体にも大きな影響を与えた。リーダーのランドール・テリーはキリスト教原理主義者²¹であり、この頃から中絶禁止派の主流はカトリックではなく福音派になったと言われるようになった。

⑤ 1989年： ウェブスター判決²²

妊娠20週以降の場合、胎児が外部で生存可能な状態で中絶が行われないう、生存可能性の検査を定めたミズーリ州法に対し、連邦最高裁は賛成5名反対4名で合憲とした。この中で、相対多数意見はロー判決が示した3段階（三半期）基準を放棄すべきと明記したものの、ロー判決の破棄には至らなかった。中絶規制という点では実質的に判例変更と言える内容であった一方で、ロー判決破棄に期待を抱いていた中絶禁止派を落胆させる結果となった。また、判決以前からメディアの注目を集めたことから、中絶の権利を守ろうとする中絶支持派の活動を活性化させた側面もあったとされる。

⑥ 1992年： ケイシー判決²³

ペンシルバニア州法が定める中絶に対する5つの条件のうち、既婚女性の夫への通知義務のみを違憲とし、他を合憲とした判決であった。判事の判断は分かれ、相対多数意見は3段階（三半期）基準ではなく胎児の外部での生存可能性に焦点を当て、また、規制を不当な負担があるかで分析することを示しつつも、ロー判決は賛成5名反対4名で維持された。ウェブスター判決の流れからロー判決破棄を期待していた中絶禁止派をまたも落胆させた。尚、同年の大統領選挙で中絶を支持する民主党のクリントン候補が共和党で現職のブッシュ大統領に勝利した。

²⁰ ロー判決の法廷意見を書いたブラックマン判事には多数の脅迫状などが届いたと言われている。

²¹ ランドール・テリーは2006年にカトリックに改宗した。

²² *Webster v. Reproductive Health Services*, 492 U.S. 490 (1989)

²³ *Planned Parenthood of Southeastern Pa. v. Casey*, 505 U.S. 833 (1992)

⑦ 1994年： クリニック入室保護法発効

中絶禁止派の不満が蓄積し暴力行為が増加する中、ついに1993年、フロリダ州にて中絶医師が中絶禁止派によってクリニック前で射殺されるという事件が発生した。中絶禁止派から殺人を含めた暴力を正当化する発言が続く中、クリニックへの脅迫や暴行を抑止するため、1994年、連邦法としてクリニック入室保護法が発効した。

⑧ 2000年： ステンバーグ判決

胎児の体の一部を産道に出させた後、残りを切断・破壊するなどして娩出させる中絶を禁じる部分的出産中絶禁止法案が90年代に二度、連邦議会で可決されたもののクリントン大統領が拒否権を行使した。中絶禁止派にとっては中絶の残虐性を世にアピールすることができ、一方の中絶支持派にとっては、これが禁止されれば他の中絶手法にも拡大されることが懸念される内容であった。いくつかの州では同様の法案が成立し、ネブラスカ州法の合憲性が争われたのがステンバーグ判決である。連邦最高裁は賛成5名反対4名で違憲とし、州は妊婦の健康に配慮した例外規定²⁴を含まない法案、ならびに他の中絶手法に拡大されないことが明確でない²⁵法案を通過させることはできないと判示した。

⑨ 2007年： ゴンザレス判決

共和党のブッシュ政権となり、2003年、部分的出産中絶禁止法が連邦法として成立した。その合憲性が連邦最高裁で争われたのがゴンザレス判決であった。規制の対象となる中絶手法がステンバーグ判決の下されたネブラスカ州法より明確化されたとしつつ、妊婦の健康に配慮した例外規定を含まないまま合憲とされた。賛成5名反対4名であり、単に連邦最高裁の判事構成の変化²⁶が反映されただけとの批判もあった。

⑩ 2009年： 中絶医師ジョージ・ティラー射殺

この年の5月、妊娠後期中絶を手掛けるジョージ・ティラー医師がカンサス州で中絶禁止派によって射殺された。ティラー医師は80年代から90年代にかけてクリニックの爆破、オペレーション・レスキューによる封鎖、銃撃の被害を受けていた。特に2005年からは保守系テレビネットワークのフォックスニュースによって「赤ん坊殺しのティラー」(Tiller the baby killer)と誹謗する特集を組まれており、全米で最も知られた中絶医師であった。中絶禁止派に殺害された医療関係者はティラー医師で8人目と言われている。

⑪ 2016年： ヘラーステット判決²⁷

テキサス州法の定めた中絶に関する2つの要件、中絶を行う医師は中絶の施設から30マイル以内の病院に妊婦を入院させることができること、中絶の施設は外来手術センターの最低基準を充足せねばならないことの合憲性が問われた。連邦最高裁は賛成5名反対3名²⁸で違憲と

²⁴ 妊婦の健康に配慮する例外規定がある限り実質的には医師の判断で中絶が行えるため、中絶禁止派としては入れたくない規定であった。

²⁵ ネブラスカ州法は拡張引出法 (Dilation & Extraction) よりも広く行われている拡張排出法 (Dilation & Evacuation) にも適用される可能性があり、この場合、ケイシー判決が禁じた不当な負担を課すものと判断された。

²⁶ ステンバーグ判決でネブラスカ州法を違憲とする多数意見に与したオコナー判事の退任後、任命された保守派のアリト判事はゴンザレス判決で合憲の立場を取った。

²⁷ Whole Woman's Health v. Hellerstedt, 579 U.S. ___ (2016)

²⁸ スカリア判事の死去により1名欠員の状態であった。

した。そのような要件は不当な負担を課すものであり、また、女性の健康をより保護するものではないとの理由である。中絶支持派の勝利と言えた。

⑫ 2019年： Title X²⁹クリニックからの中絶紹介を規制

Title Xはニクソン政権時代の1970年に導入され、低所得者や無保険者向けに避妊のカウンセリングと実施、乳がんと子宮頸がんの検査、性感染症の検査と治療、妊娠の診断とカウンセリングなどのサービスを連邦予算で補助するプログラムである。かねてより中絶はサービス対象外であるものの、トランプ政権は2019年、中絶を紹介するクリニックへは連邦予算を支出しないと発表した。これを受け2019年6月からクリニックの3分の1がTitle Xプログラムから去った³⁰。

⑬ 2019年： 胎児の心拍基準など妊娠時期で中絶を制限する州法が9州で成立

9州で妊娠の時期に応じ中絶を制限する州法が成立した。そのうち5州は、胎児の心拍を検知できる段階（概ね妊娠6週間）以降の中絶を禁止するものであった。但しこれら州法は訴訟を提起されており、効力は発生していない。中絶手法や胎児の状況などに応じて中絶を制限するものまで含めると、12の州で25の州法がこの年に成立した。また、8つの州が連邦最高裁でロー判決が破棄されると同時に手続きが進む州法(trigger bans)を持つようになった。

2) キリスト教保守派の政治勢力化

これまで述べた中絶禁止派による反撃はキリスト教保守派が中心となって行われたものであるが、むしろ中絶論争がキリスト教保守派の政治勢力化に寄与したという側面もある。

カトリックは1960年代³¹から中絶禁止の姿勢を明確に主張するようになり、ロー判決以降、活動を展開していく。

プロテスタントの中では特に福音派が中絶禁止活動を推し進めた。福音派は全米人口の3から4分の1を占めると言われているが、聖書の権威と個人的な回心を重要視する他には特段の定義はない³²。かつては政治に無関心とされた福音派が70年代後半から急速に政治勢力化した背景には、それ以前から福音派が尊重する伝統的価値観を揺るがす世相であったこと、カーターにレーガンと福音派の大統領が続いた³³こと、有力なテレビ伝道師たちの登場などがあった。その中で必ず議題となったのが中絶問題であり、カトリックとの共闘も辞さなかった。

中絶禁止運動は、カトリックや福音派が政治勢力として結束するための闘いの場として機能し

²⁹ Xはローマ数字の10を意味し、Public Health Service Actの第10章で規定されたため「タイトル・テン」と呼ばれる。

³⁰ サービス受給者は2018年の390万人から2020年には150万人まで激減したが、新型コロナウイルス感染防止のため対面サービスが避けられた影響もある。尚、バイデン大統領は就任後の2021年に法改正を行い、クリニックの数はほぼ回復したと報じられている。

³¹ 1962年から1965年にかけて第2バチカン公会議が開催され、その中で定められた4憲章の一つ「現代世界憲章」において「生命は受胎されたときから最高の配慮をもって守らなければならない。人工中絶や赤子殺しはもっとも恐ろしい犯罪である」と記された。

³² 蓮見博昭「宗教に揺れるアメリカ」（2002年）113-114頁では「政教関係をみていく場合には、（広義の）福音派を、①キリスト教原理主義者（ファンダメンタリスト。急進派）、②狭義の福音派（穏健派。一時、「新福音派」[Neo-evangelicals]と呼ばれたこともある）、③ペンテコステ派(Pentecostals、カリスマ派ともいう)の三つに分類することが、最も適当だと考えられる。」としている。

³³ 福音派は牧師の経験もあった民主党のカーター大統領を誕生させることに貢献した。しかしカーター大統領のリベラルな政治姿勢が福音派を失望させ、共和党のレーガン大統領支持に転向する過程で勢いを増したと言われる。

たとも言える。その引き金が 1973 年のロー判決であった。

但しカトリック内にも保守派とリベラル派があるなど、カトリックや福音派であれば全員が中絶禁止派というわけではない³⁴点に注意を要する。

5—連邦最高裁判事の構成

米国において、連邦最高裁判事の任命は必ずと言ってよいほどテレビニュースのトップで報じられる。誰が最高裁判事になるかによって司法の最高判断が変わりうるからであり、これまで述べてきた中絶に関する判例の変遷も最高裁判事の構成変化を反映していると言えよう。

1) 一般的な事情

連邦最高裁判事は大統領が任命し上院の承認を得る必要がある。よって連邦最高裁の構成、保守派とリベラル派の比率は任命する大統領が選出された際の民意が反映されるべきところ、以下の事情により必ずしもそうなるとは限らない。

- ① 連邦最高裁判事の任期は終身のため、どの大統領のときに交代が起きるか、すなわち新しく任命を行えるか予測できない。
- ② 定員 9 名は明文化されていないため増員は可能であるものの、大統領が恣意的な司法支配を企んでいるとみなされ³⁵実際には難しい。
- ③ 大統領と同じ政党が上院の過半数を握っていない場合、上院の承認を得られずに終わる³⁶ことがある。

さらに、任命された判事が必ずしも任命した大統領の意向に沿うわけではない³⁷ことにも注意を要する。

2) ロー判決以後の推移

前述の通りロー判決は 7 名という多数の判事の賛成によって決せられた。そのうち 5 名は共和党が任命した判事であり、これらの判事が任命された時点³⁸では中絶の可否に関するスタンスは保守派の要件として大きなものでなかったことが伺える。

その後、中絶禁止を明確に打ち出すレーガン大統領が登場し、共和党政権による判事任命³⁹を経

³⁴ 中絶支持の政策を打ち出すバイデン大統領はカトリックである。

³⁵ 1937 年、2 選を果たした民主党のルーズベルト大統領は 70 歳以上で退任しない連邦最高裁判事 1 名に対し同等の権限を持つ判事 1 名を任命する計画を発表した。実現すれば判事は最多 15 名まで増える可能性があった。その背景には連邦最高裁がニューディール政策関連の法律に次々と違憲判決を出してきたことがあったが、前年の大統領選で圧勝した後にも関わらず広く支持を得ることはできなかった。

³⁶ スカリア判事の死去を受け、2016 年 5 月、民主党のオバマ大統領はガーランド氏を任命したものの、上院で多数を握る共和党は 11 月の大統領選が近いことを理由に承認のための投票を行わず、ガーランド氏の就任は実現しなかった。一方、ギンズバーグ判事の死去を受け、2020 年 9 月に共和党のトランプ大統領がバレット氏を任命した際は、大統領選まで 2 カ月を切っていたにも関わらず投票を決定し同年 10 月に承認された。

³⁷ 1954 年、共和党のアイゼンハワー大統領は保守派と期待してウォーレン氏を任命した。実際にはウォーレン氏が首席判事を務めた時代 (Warren Court) に連邦最高裁はリベラルな姿勢を保ち、アイゼンハワー大統領はウォーレン氏を任命したことに対し最大の間違いだったと口汚く述べたと伝わる。

³⁸ ブレナン判事が最も古く 1957 年、最も新しいパウエル判事が 1971 年の任命である。

³⁹ 但しレーガン大統領が就任後に初めて任命したのは女性で中絶に関するスタンスが不明とされるオコナー氏であった。女性の連邦最高裁判事任命も公約にしていたためであるが、中絶禁止派は不満を呈し上院での共和党議員による反対も懸念されたものの、最終的にオコナー氏は全会一致で承認され、初の女性連邦最高裁判事に就任した。

て連邦最高裁の保守化が進んでいく。

【図表2：ロー判決(1973年) 以後の連邦最高裁判事任命数】

共和党	大統領		民主党	大統領	
	大統領	任命数		大統領	任命数
	フォード	1		カーター	0
	レーガン	3		クリントン	2
	ブッシュ (父)	2		オバマ	2
	ブッシュ	2		バイデン	1
	トランプ	3			
	計	11		計	5

※レーガン大統領によるレンクイスト判事の首席判事への昇格はカウントしない（任命はニクソン大統領による）。

(資料) 米国上院ウェブサイト Supreme Court Nominations (1789-Present) より筆者作成

ロー判決以降、共和党政権と民主党政権の期間に大差がないにも関わらず、前者が任命した連邦最高裁判事の数に後者のその2倍を超えている。背景は前項で述べた通りである。

流れとしては、1980年代以降の連邦最高裁の保守化が1989年のウェブスター判決や1992年のケイシー判決につながり、ロー判決は破棄まであと1歩のところまで追い込まれる。しかし民主党政権が誕生し1993年と1994年にクリントン大統領がリベラル派

判事2名を任命したことで安泰な状況が生まされた。その後、オバマ大統領が判事2名を任命したことで揺り戻しはあったものの、基本的には再び共和党政権による任命が多くなった。特筆すべきはトランプ大統領が4年間の在任期間の中で2017年以降3名の判事任命に成功したことである。

次章のドブス判決時点では共和党任命判事6名、民主党任命判事3名の体制であった。尚、ロー判決のときは判事全員が男性であったところ、ドブス判決では3名⁴⁰が女性判事である。

6—2022年 ドブス判決

1) 事案と概要

2018年3月、ミシシッピ州で妊娠期間法が制定された。同法は、妊娠15週以上の場合、医療上の緊急事態または重度の胎児異常を除いて、中絶を行い、誘発し、試みてはいけないとする。強姦や近親相関に関する例外規定はない。

同州内の中絶施設と医師が同法の差止め命令を要求する訴訟を提起したところ、連邦地裁も控訴審裁判所も同法を違憲とした。連邦最高裁は2021年5月に上訴を受理した。保守派の判事が多数を占めている状況などから中絶禁止派がロー判決破棄を期待する中、2022年5月には同年2月時点の法廷意見原案が漏洩し報じられるという前代未聞の事態が発生した。こうして全米の関心を集める中、同年6月24日、ついに判決が下された。

結論は漏洩された原案と大きく変わることなく、賛成6名反対3名で同法を合憲とする一方、判事5名⁴¹による法廷意見はロー判決ならびに1992年のケイシー判決を破棄した。ロー判決を「最初から著しく間違っていた⁴²」とまで酷評しつつ進められた判示は、米国における中絶の権利への憲法上の保障を終了させるものであった。

⁴⁰ 現時点では2022年4月に上院の承認を得たジャクソン判事を含めた4名であるものの、ドブス判決にはジャクソン判事の前任のブレイヤー判事（男性、退任は同年6月30日）が入っている。両名とも民主党政権の任命である。

⁴¹ ロバーツ首席判事は同法を合憲とする結論に同意しつつも、この事案ではロー判決とケイシー判決の破棄までは必要ないとし法廷意見には加わっていない。

⁴² 原文はRoe was egregiously wrong from the start.である。

2) 法廷意見の概要

① 米国の歴史と伝統からの判断

ロー判決は憲法修正第 14 条を根拠に中絶の権利を認めた（実体的デュー・プロセス論）が、同条で守られる権利は米国の歴史と伝統に深く根ざし、秩序ある自由という概念の中で黙示されている必要があるとする。

その上で、コモン・ロー時代は胎動初覚後の中絶は犯罪とされたこと、19 世紀には大多数の州が刑事罰で中絶を禁止していたことなどから、中絶の権利は同条で保護されるものではないとした。

尚、ロー判決が示した中絶の歴史は、その多くは憲法に無関係であり、コモン・ローでは中絶は犯罪でなかったとしたことを例に、一部は単に間違っていたと記している。

② 先例拘束性の否定

判例を覆すことは重大であり軽々に行うべきではないと言及しつつも、連邦最高裁は従来も先例拘束性を避けられない命題ではないと捉えてきたことを示し、ロー判決とケイシー判決を破棄した。

尚、中絶の権利を認めた象徴性からロー判決が人口に膾炙しているが、その後には不当な負担基準を定めたケイシー判決も先行判例であることから、同時に破棄する必要があった。

③ 立法機関への返還

但し、中絶の権利を否定する判断を下したわけではない。中絶の可否とその制限は、民主主義における重要な問題と同様に、市民が互いに説得し投票することによって解決されるべきとした。すなわち、判断の権限を立法機関に返還したと言える。

3) 反対意見の指摘

法廷意見に対しリベラル派判事 3 名⁴³が反対意見を示した。その中で繰り返し述べられているのは、中絶を禁止した州に居住する貧しい妊婦の問題である。貧しい妊婦は中絶を認める他の州に行くだけの経済的余裕はなく、仕事や育児を休むこともできない。よって安全と言えない方法で中絶を試み、身体や生命を危険にさらす結果となる。

また、中絶を禁止する州はいずれ、妊婦が中絶のために州外に出ること、州外から中絶薬を受領すること、州外で中絶を受けるための情報や資金の提供も犯罪とする可能性がある」と指摘している。

7—ドブス判決から1年

第四章で述べた通り、中絶禁止派と中絶支持派の争いはロー判決以降 50 年近く続いてきたが、ドブス判決を受けて新たな局面に入った。

連邦最高裁で中絶の権利が論じられなくなった反面、立法過程が従前以上に闘争の場となった。中絶禁止派は勢いに乗り、一方の中絶支持派は危機感を露わにし、両派の対立は一層激しくなったと言えよう。

⁴³ ブレイヤー、ソトマイヨール、ケイガン。いずれも民主党政権が任命した判事である。

1) 各州での攻防

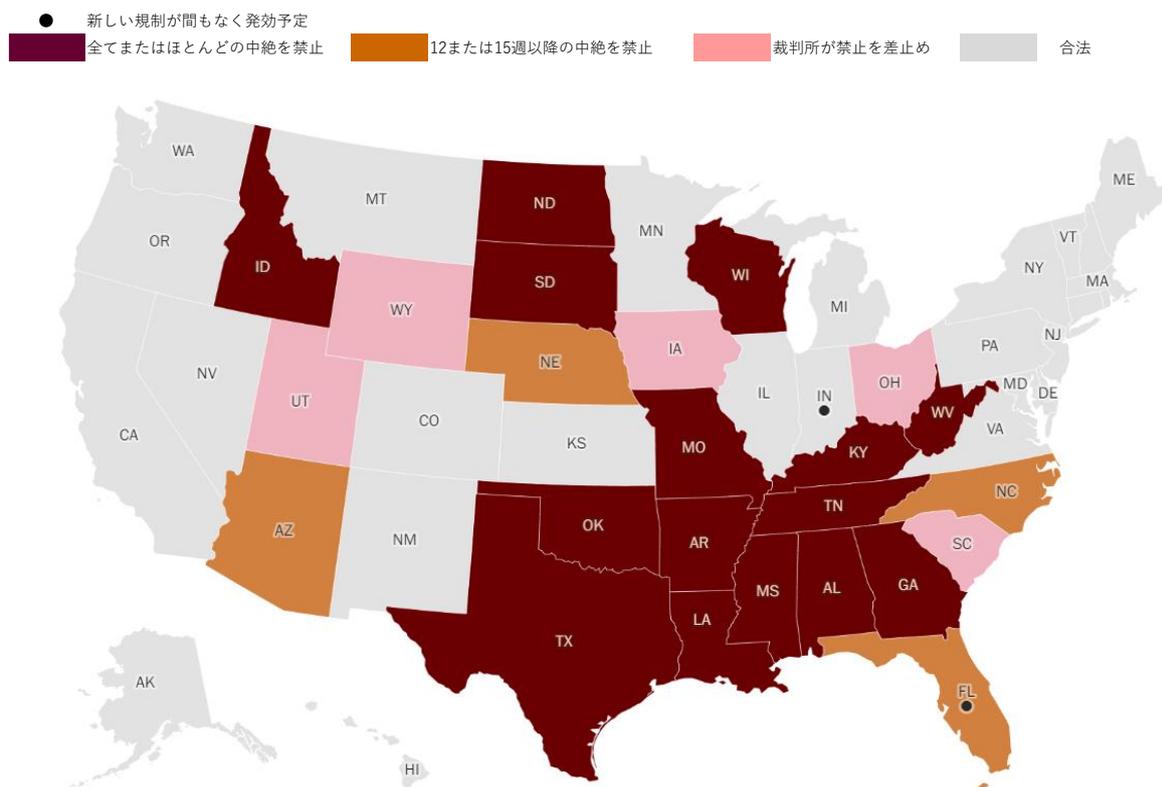
連邦最高裁の判事構成が保守化しロー判決の破棄がいよいよ視界に入っていたこともあり、ドブス判決以前から中絶禁止派は州法レベルでの攻勢を強めていた。ドブス判決の直前で、連邦最高裁でロー判決が破棄されると同時に手続きが進む州法(trigger bans)は13⁴⁴あったと報じられている。

しかし中絶禁止派の攻勢ばかりではない。ドブス判決から2か月足らずの2022年8月、カンザス州の住民投票で中絶の権利を認めた州憲法の改正が否決された。保守派の力が強いとされる同州で、前回予備選挙の倍数近い投票数で6割近くの賛同を得た結果は、実際にロー判決が破棄されるとこれを危ぶむ声が如何に多いかを示すものと評された。

11月には5つの州⁴⁵の住民投票で中絶支持派が期待する結果が出た。また、国政レベルでは同時に行われた中間選挙で共和党圧勝との事前予想を覆し民主党が善戦⁴⁶した。ドブス判決を受けて中絶の可否が注目を集め、判決内容に不満を抱いた層の多くが民主党に投票したためとみられる。

現時点における各州別の概観は図表3の通りである。但し、合法との分類は全く無制限に中絶が容認されていることを意味するものではない点、注意が必要である。

【図表3： 各州別中絶規制の状況（2023年7月17日時点）】



※アリゾナ州は12週目以降の中絶禁止は有効だが、完全な禁止は裁判所によって差止め。

(資料) The Washington Post "States where abortion is legal, banned or under threat"より筆者が和訳

⁴⁴ ロー判決破棄と同時に中絶を禁止する法令が発効する3州（ケンタッキー、ルイジアナ、サウスダコタ）、30日後に中絶を禁止する法令が発効する3州（アイダホ、テネシー、テキサス）、承認プロセスが開始される7州（アーカンソー、ミシシッピ、ミズーリ、ノースダコタ、オクラホマ、ユタ、ワイオミング）の計13州。

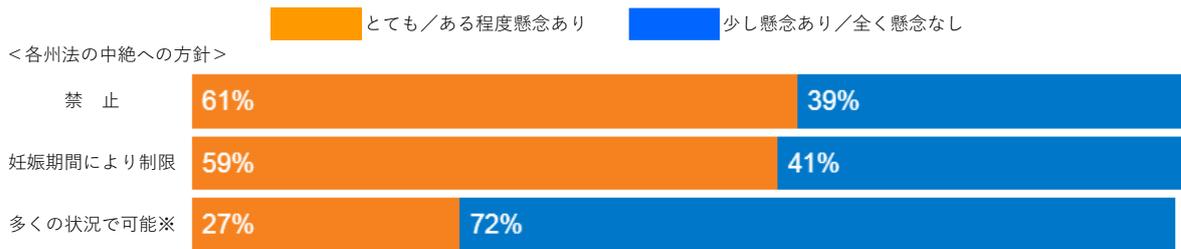
⁴⁵ カリフォルニア、ケンタッキー、ミシガン、モンタナ、バーモントの5州。

⁴⁶ 上院で民主党は過半数を維持、下院では共和党が過半数を奪取するも僅差に止まった。

2) 医療・社会への影響

Kaiser Family Foundation が 2023 年 3 月から 5 月にかけて産婦人科医を対象に実施した調査によれば、中絶を禁止または妊娠期間により制限している州の産婦人科医の 6 割前後が、治療内容や中絶の必要性を判断するに際して法的リスクを懸念している。ドブス判決によって中絶の権利に憲法上の保障がなくなったことを受け、従前よりも中絶に対する各州の方針の相違が鮮明化すると指摘が背景にあると思われる。

【図表 4：産婦人科医の治療内容／中絶の必要性判断に際し法的リスクの懸念】



※端数処理により合計は100%に一致しない。

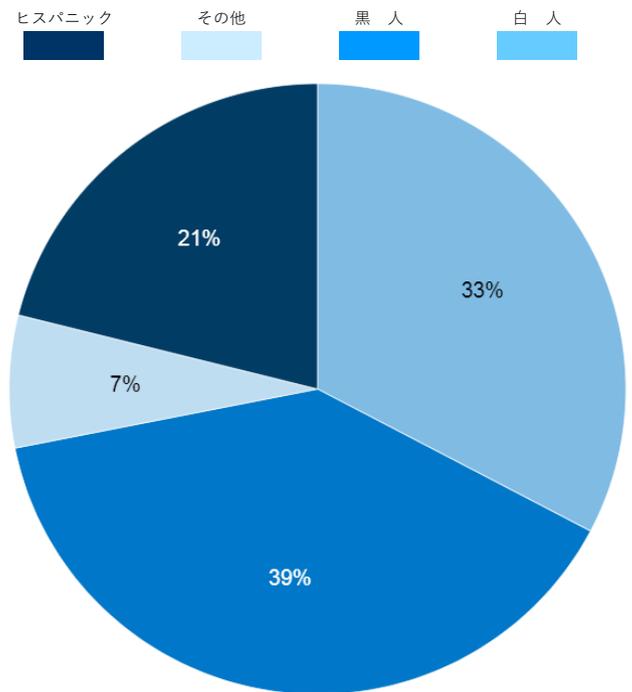
(資料) KFF 2023 National OBGYN Surveyの図表7より抜粋し筆者が和訳

多額の罰金や収監の可能性もある中、中絶に規制を行う州から産婦人科医が去る、あるいはクリニックが閉鎖される状況が見られている。また、医学部を卒業し産婦人科を希望するものの、研修場所に中絶禁止州を選択しない傾向⁴⁷も出ている。

このような状況は中絶のアクセスへの州による地理的格差を拡大させる。かねてより中絶を行う妊婦の傾向として、20代、有色人種、低所得、既に出産歴ありと示されていた。低所得では中絶が可能な州外に赴くことは実際に難しく、中絶規制の強化は低所得層の人生に多大な影響を与えることが予測される。

また、中絶規制の強化による影響は中絶を希望する妊婦に対してのみではなく一般にも及ぶと言われている。産婦人科医やクリニックの減少は、中絶の他にやってきた検査や治療が減少することも意味する。米国における妊娠に関連した妊婦の死亡率は他の先進諸国に比べ

【図表 5：2022年に中絶を行った妊婦の人種別内訳】



(資料) CDC Abortion Surveillance — United States, 2020を基に Kaiser Family Foundationが作成した図表を筆者が和訳

⁴⁷ Association of American Medical Colleges が 2023 年 4 月に公表した情報によると、産婦人科医の希望が全体で前年比▲5.2%のところ、研修場所を中絶禁止州とするのは▲10.5%となっている。

突出して高い⁴⁸が、その傾向が一層高まる可能性もある。

州境の郊外が中絶禁止派と中絶支持派の争いの場になる事態も報じられている。中絶が認められている州には、中絶が禁止されている近隣の州から中絶を希望する妊婦が来るところ、中絶禁止派の働きかけによって郡あるいは市のレベルで中絶を禁止させようとするものである。中絶を禁止している州の面積が広大な場合、州境近辺で中絶ができなくなると大きくアクセスが阻害される結果となる。

3) バイデン大統領のステートメント

約半世紀にわたってロー判決が中絶禁止派の攻撃対象であり、その破棄が悲願であったところ、ドブス判決によって中絶支持派が攻勢に転じ、中絶の権利に憲法上の保障を求めていく局面となった。

ドブス判決から1年後の2023年6月24日、バイデン大統領はステートメントを発表した。

中絶を女性の選択権として、自らの政権が積極的に憲法上の保障を求めていくことを示すものである。また、共和党と対峙する2024年の大統領選における重要な論点になることを想定したものと見えよう。以下に全文（筆者が和訳）を示す。

1年前の今日、連邦最高裁は米国民から憲法上の権利を取り上げ、全米の女性たちが選択する権利を否定した。ほぼ半世紀にわたってこの国の法律であったロー判決を覆すことは、すでに壊滅的な結果をもたらしている。

各州は極端で危険な中絶禁止を課している。それは女性の健康と生命を危険にさらし、治療のために何百マイルも移動させ、患者が必要とし提供するために訓練を経た医療を施す医師を犯罪者にすると脅かしている。

しかし、州による禁止は始まりに過ぎない。議会の共和党は、中絶を全米で禁止することを望んでいるが、さらには、FDA（食品医薬品局）が承認した妊娠中絶のための薬を市場から排除し、避妊具の入手を困難にしようとしている。彼らの意図は極端で危険であり、米国民の大多数とはかけ離れている。

私の政権はリプロダクティブ・ヘルスケアへのアクセスを引き続き保護し、連邦法にロー判決の保護を最終的に復活させるよう議会に求めていく。

8—おわりに

米国における中絶論争についてコモン・ローの時代からドブス判決を受けての直近の状況まで見て

⁴⁸ The Commonwealth Fund の” Maternal Mortality and Maternity Care in the United States Compared to 10 Other Developed Countries”によれば、2018年以降のデータで出生数10万あたりの妊婦の死亡について、最も近いフランスが8.7人のところ米国は17.4人である。

きた。中絶禁止はキリスト教における伝統的な価値観と報じられることがあるものの、キリスト教保守派が中絶禁止派の主力となり、また、共和党と民主党が政治上対決する構図となってからの歴史はそれほど長くはないと考えてよいだろう。直接の契機は1973年のロー判決であり、約50年の争いである。

来年に予定されている大統領選挙はドブス判決によってロー判決が破棄されてから初の大統領選挙である。誰が候補になるにせよ、中絶問題が共和党と民主党との論戦の中で過去よりも大きな比重を占めることは間違いないだろう。

通例、大統領選挙の前年後半から米国のメディアは徐々に大統領選挙をクローズアップしていく。日本からはなかなかわかりにくい中絶論争であるが、大統領選挙を注視する際にこのレポートを役立てていただければ幸いである。

以 上

<主な参考資料>

- 伊志嶺恵徹「胎児の人権-取り残されていた最後の人権?-」志學館法学第4号(2002年)
- 市川正人「保守化の中のアメリカ合衆国最高裁-2013年開廷期の判決から-」立命館法学2014年5・6号(357・358号)
- 緒方房子「「部分出産中絶禁止法案」(1995,1997)とアメリカのプロチョイス運動」地域研究論集 Vol.2 No.2(1999年)
- 荻野美穂「中絶論争とアメリカ社会-身体をめぐる戦争-」岩波人文書セレクション(2012年)
- 亀井俊介「ピューリタンの末裔たち-アメリカ文化と性-」研究社出版(1987年)
- 小竹聡「アメリカ合衆国における妊娠中絶問題の政治化の過程」比較法学40巻1号(2006年)
- 小竹聡「合衆国最高裁判所による中絶判例の変更」ジュリスト2023年1月号
- 田島靖則「生命主義とキリスト教-米国の中絶論争に学ぶ-」ルーテル学院研究紀要 No.40 2006
- 中曾久雄「アメリカにおける中絶規制の転換点-Dobbs v. Jackson Women's Health Organization」愛媛大学教育学部紀要 第69巻 167-197 2022
- 根本猛「人口妊娠中絶とアメリカ合衆国最高裁判所(三・完)」法政研究2巻2号(1997年)
- 根本猛「人口妊娠中絶論争の新局面-Stenberg v. Carhart,532 U.S.914(2000)-」法政研究7巻2号(2002年)
- 根本猛「人口妊娠中絶規制の新判例-Gonzales v. Carhart,550 U.S.124(2007)-」法制研究13巻2号(2008年)
- 萩原滋「実体的デュー・プロセス論の再考-Lawrence v. Texas, 539 U.S. 558(2003)を契機に-」白山法学第8号2012
- 蓮見博昭「宗教に揺れるアメリカ-民主政治の背後にあるもの」日本評論社(2002年)
- 松井茂記「アメリカ憲法入門[第9版]」有斐閣(2023年)
- 松本佐保「アメリカを動かす宗教ナショナリズム」ちくま新書(2021年)

JUSTIA U.S. Supreme Court (連邦最高裁判例検索)

<https://supreme.justia.com/>

Sherry Chessen on her 1962 abortion, and the fate of Roe: "We can't go back to willow sticks and knitting needles" (CBS News)

<https://www.cbsnews.com/news/abortion-sherry-chessen-roe-v-wade/>

Honoring San Francisco's Abortion Pioneers (University of California, San Francisco)

<https://intranet.bixbycenter.ucsf.edu/publications/files/HonoringSFsAbortionPioneers.pdf>

Abortion Statistics (National Right to Life)

<https://www.nrlc.org/uploads/factsheets/FS01AbortionintheUS.pdf>

The Hyde Amendment: An Overview (Congressional Research Service)

<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF12167>

George Tiller was murdered 10 years ago. We need to fight for his legacy. (The Washington Post)

<https://www.washingtonpost.com/opinions/2019/05/31/george-tiller-was-murdered-years-ago-we-need-fight-his-legacy/>

State Policy Trends 2019: A Wave of Abortion Bans, But Some States Are Fighting Back (Guttmacher)

<https://www.guttmacher.org/article/2019/12/state-policy-trends-2019-wave-abortion-bans-some-states-are-fighting-back>

Supreme Court Nominations (1789-Present) (United States Senate)

<https://www.senate.gov/legislative/nominations/SupremeCourtNominations1789present.htm>

[Voters Rejected Montana's Anti-Abortion Referendum. Here's What it Means \(TIME\)](https://time.com/6232659/montana-abortion-referendum-fails-midterms-2022/)

<https://time.com/6232659/montana-abortion-referendum-fails-midterms-2022/>

States where abortion is legal, banned or under threat (The Washington Post)

<https://www.washingtonpost.com/politics/2022/06/24/abortion-state-laws-criminalization-roe/>

KFF -Women's Health Policy

<https://www.kff.org/womens-health-policy/>

KFF Health News – Abortion

<https://kffhealthnews.org/news/tag/abortion/>

Statement from President Joe Biden on the Anniversary of Dobbs v. Jackson Women's Health Organization (Whitehouse)

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2023/06/24/statement-from-president-biden-on-the-anniversary-of-dobbs-v-jackson-womens-health-organization/>

以上